

簡易耐震診断推進事業のご案内

そな うれ
備 え あ れ ば 憂 い な し ！ ！

わが家の地震対策、まずは簡易耐震診断から！



いわゆる“点検商法”にご注意下さい！！

「市から委託を受けている」など市の実施する耐震診断を装って突然お宅を訪問・点検し、「金物がないから地震がきたら倒壊する」などと言って不安をあおり、高額な改修工事を勧めるケースが過去に新聞等で報道されています。

この制度では、皆さんからの申請がないのに突然耐震診断員がお宅に訪問して診断を行うことはありませんので、ご注意ください。

もし、心当たりのある方は、できるだけ早く消費生活センター窓口等に相談して下さい。

消費生活センター

TEL：0799-22-2580

※兵庫県住宅再建（フェニックス）共済制度、またはその他の地震保険に加入している住宅（長屋・共同住宅は全住戸加入）については、申請者負担額が無料となります。

【簡易耐震診断のお申込窓口・お問合せ先】

洲本市役所 本庁舎 3階

都市計画課

TEL：0799-24-7611（直通）

TEL：0799-22-3321（代表）

（内線 1363、1365）

洲 本 市

1 制度のあらまし

この制度は、簡易耐震診断を希望する住宅所有者の求めに応じて、洲本市が「耐震診断員」を派遣して調査・診断を行い、その結果を住宅所有者に報告するもので、住宅の耐震対策を支援します。

2 対象となる住宅

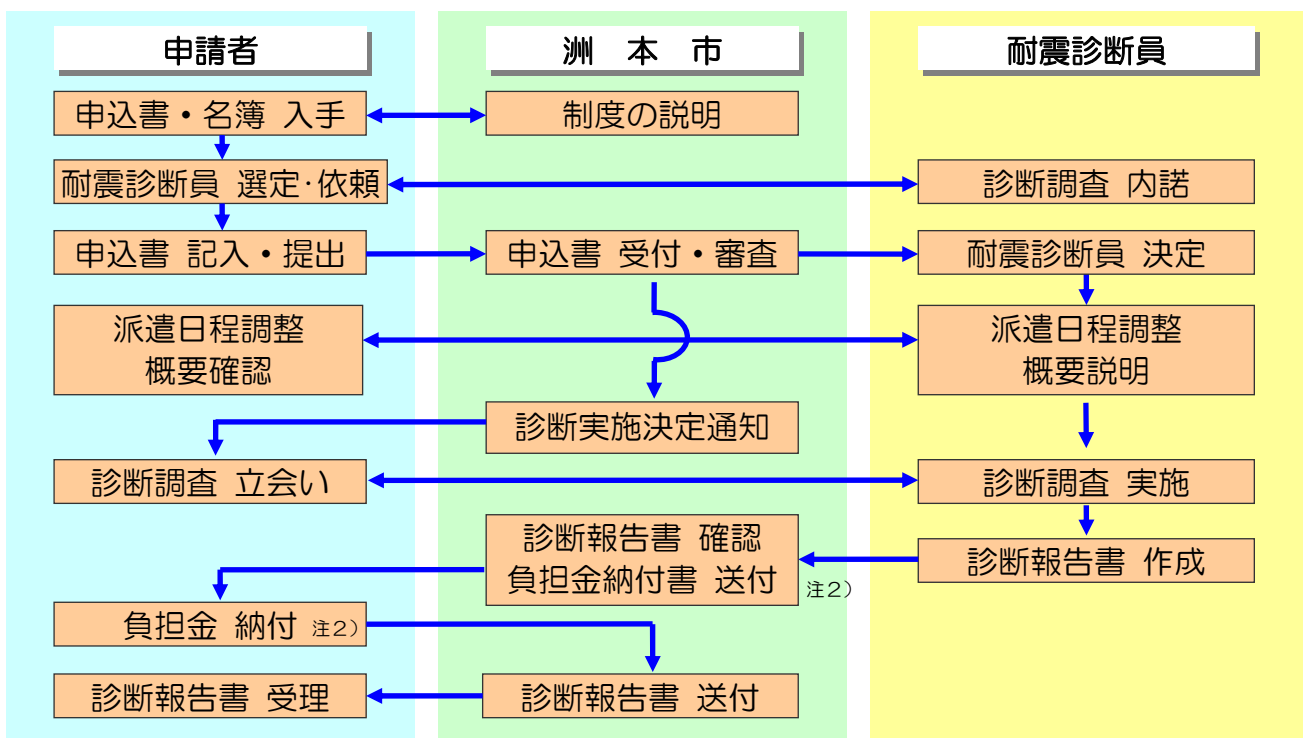
洲本市内にある住宅で、昭和56年5月以前に着工したもの

- ・昭和56年6月以降に既存住宅と一体となる増築をした住宅は対象外です。
- ・店舗併用住宅等の場合は、延べ面積の過半が住宅として使用されている場合に限りです。
- ・ツーバイフォー住宅、丸太組工法、軽量鉄骨造（プレハブ造）の住宅は対象外です。
- ・違法建築物は対象外です。
- ・以前に市の耐震診断を受けた住宅は対象外です。
(診断後の経年劣化、災害による被災等によって劣化・損傷がある場合は対象とできる場合があります)
- ・混構造（木材、鉄骨、コンクリートなどの異なった構造材料を混用した構造）の場合は、ご相談ください。
- ・「建物の区分所有等に関する法律」が適用される住宅は、同法第3条に基づく管理組合の議決等が必要です。
- ・「建物の区分所有等に関する法律」が適用されない長屋住宅・共同住宅等の場合、全住戸の入居者・所有者の同意が必要です。

3 申込み手続き

上記2の「対象となる住宅」を所有し、簡易耐震診断をご希望の方は、洲本市役所の窓口へ備え付けた「耐震診断技術者名簿」から「耐震診断員」^{注1)}の内諾を受け、お申込み下さい。洲本市は依頼を受けて、耐震診断員を派遣いたします。

なお、手続き等の流れは下図のとおりです。



4 耐震診断経費（申請者負担金）

- ・1棟当たり 3,150円（木造戸建て住宅の場合）^{注2)}
- ・1棟当たり 6,350円（非木造戸建て住宅の場合）^{注2)}

注1) 「耐震診断員」とは、住宅の簡易耐震診断を行うための講習会を受け、「財団法人兵庫県住宅建築総合センター」が一定水準の耐震診断技術を習得したものと証明した者です。

注2) 住宅の構造や種類等により申請者負担額が異なりますので、必ず市役所の窓口へご確認ください。
兵庫県住宅再建(フェニックス)共済制度、またはその他の地震保険に加入している住宅に関しては、申請者負担額が無料となります。
長屋・共同住宅は全住戸が兵庫県住宅再建(フェニックス)共済制度、またはその他の地震保険に加入の場合、申請者負担額が無料となります。